

相良村告示第 11 号

相良村情報通信施設高度化事業公募型プロポーザル実施要項を次のように定める。

令和7年3月17日

相良村長 吉松 啓一

相良村情報通信施設高度化事業補助金交付要項

1 目的

平成 23 年度に地域情報通信基盤整備事業で本村全域に敷設した光ケーブルは、これまで地上デジタル放送の再送信による難視聴地区の解消、光ケーブルインターネット接続サービスの提供、IP 告知放送による行政情報・防災情報の提供及び公共施設における行政情報・防災情報の提供を担ってきており、本村の住民生活に欠かせない重要な役割を果たしてきた。しかし、整備後 14 年が経過し、設備の老朽化による故障や、インターネット接続速度の低下など、公営では対応できない事案が多く発生していることから、地域間の情報格差の解消や高度な情報通信技術の展開や都市部と同等のサービスが提供できるように、民設民営方式で事業者が光ブロードバンドを整備することとし、その電気通信事業者に対してサービス提供のために必要な初期設備投資等に関わる一定の補助金を交付することとする。

2 事業概要

(1) 事業名

相良村情報通信施設高度化事業

(2) 事業内容

「相良村情報通信施設高度化事業仕様書」のとおり

(3) 事業実施期間

補助金交付決定日から令和8年3月31日

(4) 補助金交付上限額

277,000,000円

3 提案参加資格・条件

本プロポーザルに参加しようとする者(以下、「提案者」という。)は次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定にいずれも該当しないこと。
- (2) 参加申出書の提出締切日において相良村の指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成 11 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 相良村暴力団排除条例(平成 23 年条例第 10 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等ではないこと。

- (6) 電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 5 号に規定する電気電信通信事業者であること。
- (7) 総務省「高度無線環境整備推進事業」を活用し、高度無線環境整備推進事業実施マニュアル(第 4.0 版)に則り、本村と協議のうえで行うこと。

4 実施スケジュール 事務の都合上、日程を変更する場合がある。

番号	項目	提出期限等
(1)	質問	令和 7 年 3 月 21 日(金) 午後 5 時まで
	回答	令和 7 年 3 月 24 日(月)
(2)	プロポーザル参加申請	令和 7 年 3 月 27 日(木) 午後 5 時まで
	資格審査	令和 7 年 3 月 28 日(金)
	結果通知	令和 7 年 3 月 31 日(月)
(3)	提案辞退	令和 7 年 4 月 4 日(金)
(4)	企画提案書	令和 7 年 4 月 7 日(水) 午後 5 時まで
(5)	プレゼンテーション	令和 7 年 4 月 9 日(水)
(6)	審査結果の通知	令和 7 年 4 月 11 日(金)

事務上の都合により、日程を変更する場合があります。

5 提出書類及び提出方法

提出書類は以下のとおり、各様式に従い期限内に必要な書類を事務局へ提出すること。

(1) 質問

提出期限 令和 7 年 3 月 21 日(金) 午後 5 時まで

提出書類 質疑書 **様式第 1 号**

提出方法 質疑書は電子メールにて送信すること。

電子メールの件名は「相良村情報通信施設高度化事業に関する質問」とする。

質問の回答 令和 7 年 3 月 24 日(月)までにメールにて回答する。

(2) プロポーザル参加申請

提出期限 令和 7 年 3 月 27 日(木) 午後 5 時必着 ただし、土・日・祝日を除く。

提出書類 ・プロポーザル参加申請書 **様式第 2 号**

・参加資格要件確認書 **様式第 3 号**

・光ブロードバンド整備実績表 **様式第 4 号**

・会社概要書 **様式第 5 号**

共同企業体にあっては、構成員ごとに作成すること。

・電気通信事業法に規定する事業者であることを証明する書類(写し)

提出方法 郵送・持参 郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

結果通知 プロポーザル参加資格の審査結果は、令和7年3月31日(月)までに
提出者に電子メール及び文書で通知する。(予定)

(3) 提案辞退(プロポーザル参加申請書提出後)

提出期限 令和7年4月4日(金) 17時まで ただし、土・日・祝日を除く。

・辞退届出書 **様式第7号**

提出方法 郵送・持参 郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 企画提案

提出期限 令和7年4月7日(月) 午後5時まで ただし、土・日・祝日を除く。

提出書類 ・企画提案書提出届書 **様式第6号**

・企画提案書 **任意様式** 「仕様書」に基づき提案すること。

・光ブロードバンド整備工程計画表 **様式任意**

・サービス提供イメージ図 **様式任意**

・見積書 **様式任意**

・参考資料(パンフレット等を必要に応じて添付可) **様式任意**

見積書は下記の必要事項を記入し、代表者印を押印後、封筒(長形3号)に
封入し代表者印にて封印のうえ、1通提出すること。

見積書の必須項目

・総事業費

・高度無線環境整備推進事業 補助対象経費(国)

・高度無線環境整備推進事業 補助金申請予定額(国) 補助率2/3

・事業者負担額

・相良村負担額(村補助金) 提案限度額を超えないこと

提出方法 郵送・持参 郵送の場合は配達されたことが証明できる方法とすること。

提出部数 11部(押印した正本1部、副本10部)、電子ファイル(PDF形式)を格納した
CD-R1枚

(5) 本審査(プレゼンテーション)

本村が設置する相良村情報通信施設高度化事業審査会(以下「審査会」という。)の委員に対
する提案説明(40分以内)及び審査委員から質疑応答(15分程度)のためのプレゼンテーション
を行う。提案説明は4人以内で実施すること。

実施日時 令和7年4月9日(水) 予定

順番の都合上、具体的な時間等は後日通知します。

会 場 相良村役場内

提出資料 プレゼンテーション用説明資料を別途配布する場合は、10部と電子ファイル
(PDF形式)を格納したUSBメモリを用意すること。

そ の 他 プレゼンテーションに必要な機材は提案者で用意すること。ただしスクリーンは本
村で用意可能
本審査プレゼンテーション前に会場等の確認日を1日設けますので、必要な場
合はご連絡ください。なお、確認日について提案者からの指定はできません。

(6) 審査結果の通知

審査結果は、決定後に村ホームページで公表し、提案者に文書で通知(郵送)する。
審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(7) 失格条項

提案書の提出期限に間に合わなかった場合
提出した書類に虚偽の記載がある場合
第三者の著作権を侵害する提案がある場合
評価の公平性に影響を与える行為があった場合
その他審査委員が不適格と認めた場合

6 審査方法、審査項目及び配点

(1) 審査方法

審査会の委員が評価基準に沿ってそれぞれ審査する。 プレゼンテーション配点と 価格点
(自治体負担額)を合計し、合計の平均点(小数点以下四捨五入)を得点とする。なお、平均点を
出す際は、最高得点及び最低得点を除くものとし、平均点が最も高い提案者を本事業の整備事
業者として選定する。ただし、配点合計が120点を超えない場合には、最も高い提案者であって
も選定しないこととする。

(2) 審査項目及び配点

次表の基準により評価・採点する。

プレゼンテーション配点(170点)

大項目	小項目	配点
1. 会社概要	企業規模 光ブロードバンドサービス提供実績 民設民営方式によるサービス提供実績	15
2. 提案に関する基本方針	基本的な考え方、取組方針 整備方針 整備後の運用方針 サービス提供地域 事業実施期間	25
3. サービス内容	光ブロードバンドサービス プロバイダサービス	50

	IP電話サービス 映像サービス Wi-Fi サービス セキュリティ対策 IPv6対応 企業向けサービス	
4. 利用者サポート	通常時のサポート体制 故障時のサポート体制 利用者サポート体制 サービス開始時の加入促進策	25
5. 設備の信頼性	上位回線冗長化状況 停電対策 ネットワークのセキュリティ	15
6. 保守体制・災害復旧能力	保守拠点体制 サービス提供設備の維持・保守体制 災害発生時の対応	20
7. 将来性・拡張性	将来の情報通信技術革新への対応や取組 光ブロードバンドを利用した地域活性化策 等	15
8. 企画提案書	企画提案書関係書類の品質	5
合計		170

価格点 自治体負担額配点(30点)

採点は次のとおり計算し、最低補助申請額の得点は30点となり、その他の者は計算結果に応じた得点(小数点以下四捨五入)とする。ただし補助申請額が0円の場合は30点とする。

「価格点 = 30点 × (最低補助申請額 ÷ 当該提案者補助申請額)」

7 事務局(問合わせ先)

〒868-8501 熊本県球磨郡相良村大字深水 2500-1

相良村役場企画商工課企画情報係 担当 杉田

TEL:0966-35-1036 FAX:0966-35-0011

Mail: kikaku@vill.sagara.lg.jp

令和 7 年 月 日

相良村長 様

(提出者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 名 :

担 当 者 名 :

電 話 番 号 :

電 子 メ ー ル :

質 疑 書

資 料 名	該 当 番 号 (仕様書項目番号等)	質 問 内 容

- ・ 上記の範囲内で分かりやすく記載してください。
- ・ 回答時は質疑を行った者(企業名/担当者名等)を公開しません。

令和7年 月 日

相良村長 様

(提出者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 名 :

印

プロポーザル参加申請書

当社は、相良村情報通信施設高度化事業公募型プロポーザル実施要項の内容を理解したうえで、本プロポーザルに参加します。

なお、当社は本プロポーザルへの参加資格を有しますので、下記の書類を添付するとともに、これらの書類に記載した内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 添付書類

参加資格要件確認書（様式第3号）

光ブロードバンド整備実績表（様式第4号）

会社概要書（様式第5号）

電気通信事業法に規定する事業者であることを証明する書類

2 連絡先等

担 当 部 署 :

担当者職・氏名 :

電 話 番 号 :

F A X 番 号 :

電 子 メ ー ル :

令和 7 年 月 日

相良村長 様

(提出者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 名 :

印

参加資格に関する申立書

当社は、相良村情報通信施設高度化事業公募型プロポーザルに参加するに当たり、下記のとおり参加資格を有することを申し立てます。

記

- ☐ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定にいずれも該当しない。
- ☐ 参加申出書の提出締切日において本村における指名停止措置を受けていない。
- ☐ 会社更生法（平成 11 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でない。
- ☐ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でない。
- ☐ 相良村暴力団排除条例（平成 23 年条例第 10 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員等ではない。
- ☐ 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気電信通信事業者である。
- ☐ 総務省「高度無線環境整備推進事業」を活用する。

該当する項目の□内に✓点を記入すること。

全ての項目の□内に✓点の記入がない者や本プロポーザルに参加する者に必要な資格に虚偽の申請を行った者は本プロポーザルに参加できない。

令和 7 年 月 日

相良村長 様

(提出者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 名 :

印

光ブロードバンド整備実績表

No	整備自治体名	サービス名称	通信速度	運用開始日
例	〇〇県〇〇村	〇〇インターネットサービス	1 Gbps	平成〇〇年 〇〇月〇〇日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

過去 5 年以内の整備実績を記入ください。

上記実績確認のため、書類の提出を求めています。

会 社 概 要 書

商号又は名称	
本社所在地	〒
代 表 者 名	
資 本 金	
前年度売上高	
創 業 年 月	
従 業 員 数	
事業を展開している地域	
本村への保守サービス 提供拠点名	
事 業 内 容	
本業務を担当する 支店・営業所等 責任者名・連絡先	管 轄： 住 所：〒 責 任 者： 電 話 番 号： F A X 番 号： 電子メール：

- ・上記の欄に記入の上、パンフレット等の会社概要がわかるものを添付してください。
- ・令和7年2月時点のものを記載してください。

令和 7 年 月 日

相良村長 様

(提出者)

所 在 地 :

商号又は名称 :

代 表 者 名 :

印

企 画 提 案 書 届 出 書

相良村情報通信施設高度化事業について、下記のとおり整備提案書を提出します。
なお、提出書類の記載事項及び添付書類について事実と相違ないことを確約します。

記

- 1 提出部数 正本 1 部 (押印) 副本 10 部、CD-R 等 1 枚

- 2 提出書類 ・ 企画提案書
 ・ 相良村情報通信施設高度化事業工程計画表
 ・ サービス提供イメージ図
 ・ 見積書

様式第7号

令和7年 月 日

相良村長 様

住所

商号（名称）

代表者名

印

提案辞退届出書

先に申請しておりました、相良村情報通信施設高度化事業の申し込みについて、以下の理由により参加申し込みを辞退します。

< 辞退理由 >